

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から54年3月まで

私は、昭和45年12月末ごろにA町の実家に戻ったが、申立期間の国民年金保険料については、母親が家族の保険料と一緒に納税貯蓄組合を通じて支払ってくれていた。一緒に保険料を支払ってもらっていた妻は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは不自然であるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していた母親は、「家族の国民年金保険料は、国民健康保険料等と一緒に納税貯蓄組合を通じて納付した。」と主張しているところ、A町が保管する住民基本台帳によれば、申立人に係る国民健康保険の被保険者資格取得日は昭和46年1月5日となっており、申立人は実家に戻ってから間もなく国民健康保険に加入したことが確認できる。

また、申立期間当時、A町のB納税貯蓄組合において会計業務に従事していた者は、「申立人の家では家族全員が国民年金に加入していたはずである。」と証言しており、かつ、同町が保管する記録によれば、申立期間当時、当該納税貯蓄組合の納税率が極めて高かったことが確認できる。

さらに、申立人の母親は、申立期間のうち昭和49年12月の申立人の結婚後の期間について、自身が、申立人の妻の国民年金保険料も納付したと主張しているところ、結婚後の申立人の妻に係る保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の母親が、長男の妻の保険料を負担しながら、長男で家業を手伝っている申立人の保険料を納付していないのは不自然で

ある。

加えて、申立人の母親は、自身の国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったことがうかがえるとともに、申立人についても申立期間後に保険料の未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

父は33年前に、母も昨年98歳で亡くなったため、申立期間当時の納付状況を確認できないが、父が、子供の将来のためにと私の国民年金の加入手続をし、私が結婚するまでの保険料も、父がA町役場で納付していたと思うので、調べてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間中の保険料に未納は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年5月9日に払い出されたことが確認できる上、申立期間当時のA町では過年度分保険料の納付書を交付する等の事務を行っていたことがうかがえることから、手帳記号番号の払出日直前である申立期間が未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月1日から同年12月5日までの船員保険料を事業主（A法人）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年12月5日まで

私は、海員養成所を卒業後、B社の船舶Cに昭和19年6月から同船が遭難した同年11月1日まで乗船していた。

また、B社の船舶Dには昭和20年2月から同船が魚雷攻撃を受けて遭難した同年6月16日まで乗船し、その後、実家で自宅待機中に終戦を迎えた。

私の船員保険の加入記録は、船舶Cに乗船していた期間だけとなっているが、引き続き登用されて船舶Dに乗船していたにもかかわらず、船員保険に加入していないのは納得できないので、退職までの期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録から、昭和20年3月1日に船舶Dに乗船したとする記録、及び同年12月4日に同社を退職したとする記録があることから、申立期間のうち、同年3月1日から同年12月4日までの期間について、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と共に、船舶Dが航行不能となるまで同船に乗船していた同僚は、同船の乗船日から退職日の翌日まで船員保険被保険者となっている。

さらに、B社が保管する資料によると、申立人が乗船していた船舶Dは、申立期間当時、A法人の管理下にあった船舶であった旨の記載がある。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和20年3月1日から同年12月4日までの期間、継続してA法人に勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、人事記録及び同僚の船員保険被保険者名簿の記録から50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年3月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年11月1日から20年3月1日までの期間については、同年4月1日に船員保険法第17条の規定が「船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と改正される前は、「船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されており、実際に船舶に乗り込んでいない予備船員については被保険者とはならなかった上、同僚の船員保険の加入記録においても、同年3月までは人事記録に乗船記録がある期間のみが船員保険加入期間となっていることが確認できることから、申立人の人事記録には当該期間に船舶Dに乗船していたとする記録が無いことから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月6日まで

私はA社のB営業所に勤務していたが、厚生年金保険に係る申立期間の標準報酬月額が50万円から8万円に引き下げられている。

社会保険の手続は本社で行っていたので、その内容は分からないが、給与の月額が51万円であるのに、社会保険庁の記録では標準報酬月額が8万円となっているので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金及び健康保険組合の記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額が50万円であったことが確認できる上、当該事業所の破産管財人が保管する申立人に係る申立期間の一部の給与明細書によると、標準報酬月額50万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成5年3月6日より後の同年4月23日付けで、4年4月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して、標準報酬月額を8万円に引き下げている。社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間において当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、申立人はB営業所に勤務し、給与や社会保険の事務には関与していないと主張しており、複数の元同僚に照会したところ、当時、給与及び厚生年金保険に関する事務は本社で行われていたと

しており、申立人が厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出に関する職務上の権限を有していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年3月26日、資格喪失日を同年6月3日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月26日から同年6月3日まで

私は、前任の通信長が通信免許取得のため下船し、通信長不在の間は船が出港できなくなるため、船の所有者であるA社に頼まれ、通信士として乗船した。

平成20年5月にねんきん特別便が社会保険庁から送付され、調べたところ、A社の船舶Bの乗船記録が抜け落ちていた。記録が欠落しているのは納得できないので、再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳、上司及び同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和62年3月26日から同年6月3日まで、A社において通信長として船舶Bに勤務していたことが推認できる。

また、船員保険の被保険者としての記録が存在する船舶Bの船長及び漁労長は、申立期間当時、申立人と一緒に同船に乗船していたことを証言している上、当該漁労長は、「申立人は前通信長（局長）の代理として乗船したが、局長は船の中では管理職にあたり、局長がいないと船の運航ができない。万一の補償が無いので、臨時雇用であっても船員保険に加入させないことは無いと思う。」と証言している。

さらに、当該事業所の元代表社員は、「短期の雇用であってもすべて船員保険に加入させる手続をしており、保険料の控除、納付を怠ることは無

い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務についていた前任者の社会保険事務所の記録から、47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表社員は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 62 年 3 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成8年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年6月から7年9月までは41万円、同年10月から8年4月までは20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から9年5月1日まで

A社に勤務した期間（昭和39年11月から平成12年4月）のうち6年6月30日から9年5月1日までの期間、厚生年金保険が未加入になっている。

私は、入社以来、一度も退職をしたことは無く、会社が閉鎖するまで勤務していました。

給料からは、各種保険料や税金が控除され、その残りの金額を受け取っていましたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元従業員及び夫である元代表取締役の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成8年5月30日に適用事業所ではなくなっているところ、同年6月10日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を6年6月30日にさかのぼって喪失し、同年10月及び7年10月の定時決定の記録の取消処理が行なわれていることが確認できる。

さらに、複数の元従業員は、「申立人は、代表取締役の妻であるが、社会保険関係事務については代表取締役が責任者であり、申立人は、売店勤

務の従業員であり、関与していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は8年5月30日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、平成6年6月から7年9月までは41万円、同年10月から8年4月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年5月30日から9年5月1日までの期間については、当該事業所が8年5月30日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は平成8年6月10日に、健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

さらに、「国民健康保険退職被保険者証」によると、申立人は、当該事業所の代表取締役である夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額を、それぞれ8万1,000円、15万9,000円及び12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月10日  
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万1,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年 5 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日から同月 30 日まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。

研修終了後に配属された B 事業所での 2 か月間の加入記録は残っており、最初の 1 か月だけ記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に A 事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和 39 年 5 月 1 日に B 事業所で被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同時期に A 事業所に勤務した同僚は、厚生年金保険被保険者証を所持しており、昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている 128 名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 事業所における昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年5月21日まで

私は平成元年10月から4年5月までA社で勤務したが、社会保険庁の記録では、3年10月から4年4月までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時、毎月53万円程度の給与をもらっていたのに対して大幅に低い標準報酬月額となっている。

当時の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立人が申立期間当時、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する平成3年10月から4年4月までは53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（同年8月30日）の後の同年9月7日付けで、申立人を含む36人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の場合、3年10月から4年4月までの標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認できる上、社会保険庁の記録では、平成4年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、平成7年7月24日にA市役所へ国民健康保険の加入手続に行った際、年金担当課に案内されたところ国民年金保険料の未納があることを知らされ、後日、納付書が送付されてきたので保険料を納付した。

平成6年8月から同年10月までの分は納付しているのに、申立期間の2か月分が未納となっていることは納付できないので、領収書は保存していないが、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成7年7月24日に国民健康保険の加入手続に行った際、年金担当課に案内されたところ保険料の未納があることを知らされ、後日、納付書が送付されてきたので保険料を納付した。」と主張しているところ、当該納付書については、申立人が、手続後、短期間で納付書が送付されてきたと記憶していること、申立人の住所にB社会保険事務所から送付されたものであること、及び同年10月13日に6年8月から同年10月までの保険料が過年度納付されていることから、当該期間の過年度保険料の納付書であったと推察される。

また、納付日の記録がある申立期間後の平成7年6月から8年3月までの保険料については、7年6月分が9年7月31日に過年度納付されており、同年7月以降の分も10年4月15日までの間、毎月納付されていることが確認できるが、納付状況はすべて時効を迎える月に納付されていることから、申立期間の保険料については、時効により納付することができな

かったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、国民年金に加入していた記録及び保険料の納付事実は確認できないとの回答をもらった。

私は、申立期間の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの期間は短期大学の学生であったが、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

また、当時、住民票は実家の A 町（現在は、B 町）にあり、すべて同町で手続を行っていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、学生であったため、申立人の母が平成元年 12 月ごろに A 町で国民年金の加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票によると、同年 4 月 5 日に C 市内に住居登録を行っていることから、申立人の母が A 町で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の母が A 町で交付されたとする国民年金手帳により平成 3 年 4 月から 5 年 3 月までの期間、国民年金保険料を納付していたとしているが、戸籍の附票によると、3 年 4 月 1 日に C 市内から D 市内に転居したことが確認できる上、社会保険事務局が保管する国民年金手帳番号割振設定表によると、申立人が D 市で納付していた手帳記号番号は同市に割り振られた番号であることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民

年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、B町からは、「申立人に係る国民年金被保険者名簿が無いため、未加入と思われる。」との回答を得ていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、49年4月から同年12月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和49年4月から同年12月まで  
③ 昭和52年1月から同年3月まで  
④ 昭和57年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和58年1月から同年3月まで  
⑥ 昭和58年10月から59年3月まで

申立期間当時、会社を営んでいた義父が給与関係等金銭の出し入れの一切を行っており、毎日会社に来ていた銀行員に、会社の従業員である私や夫の国民年金保険料の納付も依頼していたと思う。

しかし、社会保険事務所に申立期間の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時義父が委託していた税理士が作成した給与所得者の保険料控除申告書にそれぞれの保険料控除が記載されているので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はすべて申立人の義父が銀行に納付を依頼していたと思うと主張するが、申立人自身は納付に直接関与しておらず、申立人の義父も既に亡くなっており、具体的な納付の状況が明確でない。

また、申立期間①については、当時A市では印紙検認方式による納付で

あり、金融機関での納付はできない。申立期間②から⑥までについては、税理士が作成したとする当該期間を含む6年間の給与所得者の保険料控除申告書の写しが提出されているが、ほとんどの各申告額は当該年の保険料額と合致しないほか、申立人に係るA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（紙台帳）に記録のある各年の保険料納付済額ともすべて合致せず、最大6万円程度の相違がみられること等から、当該申告書からは、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立人の義父が保険料の納付を依頼したとする金融機関からも申立期間に係る具体的な保険料の納付依頼の事実を確認することができなかった。

加えて、申立期間は計6回に及ぶが、これだけの回数 of 事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難い。

その上、社会保険事務所の記録によれば、いずれの申立期間も申立人の夫も未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から55年2月まで

私の母は、私が20歳になった昭和47年4月にA市役所に行き、国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれた。保険料は、年度ごとに納付すると割引があるため、1年ごとに納付した。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母から申立人が20歳の時に国民年金への加入手続をしたことを聞いたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月29日に払い出されていることから、その時点で申立期間は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は長期間であり、申立人及び保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持していない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、加入手続及び納付を行ったとする申立人の母からは具体的な証言が無く、納付の状況等を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 960

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで  
昭和 58 年 12 月 \* 日に結婚をし、姓は変わったが個人で仕事を続けていた。  
毎年、確定申告をしており、国民年金保険料と国民健康保険料は申告時に控除をしていたと思われるので、未納となっていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和 60 年 6 月 8 日に婚姻日である 58 年 12 月 \* 日にさかのぼって強制加入被保険者の資格喪失処理がされていること、また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも資格喪失年月日欄に「58.12.\* 後日届有」と記載されていることから、夫が厚生年金保険被保険者であり、かつ、婚姻後（同年 12 月以降）の保険料が未納であったため、強制加入被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入期間として取り扱われたものと推認される。

また、申立人が所持する年金手帳にも、被保険者でなくなった日は昭和 58 年 12 月 \* 日、被保険者となった日は 61 年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は、国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から47年9月まで

申立期間は、本籍地であるA町（現在は、B市）に在住し、親族が経営していた会社で働いていたが、厚生年金保険の加入は無く、国民年金に加入していた。

B市在住の義理の姉に確認したところ、申立期間当時の国民年金保険料は、父が納めていたはずであるとのことであった。

仮に何年も加入していなければ、督促もあったはずだし、当時田舎の方では、未納、未加入を放置していた場合には世間が許さなかったため、未納はあり得ない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和50年8月7日に払い出されているので、申立期間の保険料は時効のため特例納付以外では納付することができない。

また、申立人は、「所持していた年金手帳はオレンジ色の1冊のみで、手帳はそれしかない。」と述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、国民年金の資格取得日が昭和47年10月2日と記載されているとともに、申立人から当時の納付状況を聴取しても、保険料の納付は申立人自身が行っておらず死亡した父親が行っていたとしていることから、納付状況は不明である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から48年3月まで

昭和48年末から49年初めにかけて、市役所の年金担当課から、「結婚前の未納分をまとめて納付できるチャンスがある。」と、2回ほど通知が届き、2回目の通知が届いたときに、納付した期間によって受け取る年金も異なることを知り、安心のために納付することを決心した。

昭和49年5月か6月ごろに、夫から、市役所に行って二人の保険料をさかのぼって納付してきたが、自分の分だけ20歳までさかのぼり、私の分は1年分だけ納めてきたとの報告があったため、口論になったことを覚えている。

夫が亡くなり、寡婦年金が受給できるという話を聞き、銀行の年金の係の方に手続きをお願いしたところ、「申立期間の保険料が未納になっている。」と言われたので、A市役所に行って原本を見せてもらったところ、同じように未納と言われた。

平成5年か6年ごろまでは、領収証が2枚あった。申立期間の二人分の保険料は三十数万円ぐらいだったと思う。領収証は捨ててしまったが、亡夫がまとめて納付したことに間違いないので、調べてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者記録票及び国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間については定額納付未納とされている上、同名簿の保険料納付記録欄の昭和37年度から47年度までの備考の箇所には、特例納付の有無を確認し、納付の事実が確認できなかったことを意味する

日付印が押されている。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料は、「二人分で三十数万円ぐらいだった。」と主張しているが、第2回の特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の徴収金額は、1か月900円であり、夫婦の申立期間の合計（140か月）で計算すると、12万6,000円となり、申立人の妻が主張する金額とは大きく相違している。

さらに、申立人は既に死亡しているため、納付した際の状況を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

昭和48年末から49年初めにかけて、市役所の年金担当課から、「結婚前の未納分をまとめて納付できるチャンスがある。」と、2回ほど通知が届き、2回目の通知が届いたときに、納付した期間によって受け取る年金も異なることを知り、安心のために納付することを決心した。

昭和49年5月か6月ごろに、夫から、市役所に行って二人の保険料をさかのぼって納付してきたが、自分の分だけ20歳までさかのぼり、私の分は1年分だけ納めてきたとの報告があったため、口論になったことを覚えている。

夫が亡くなり、寡婦年金が受給できるという話を聞き、銀行の年金の係の方に手続きをお願いしたところ、「申立期間の保険料が未納になっている。」と言われたので、A市役所に行って原本を見せてもらったところ、同じように未納と言われた。

平成5年か6年ごろまでは、領収証が2枚あった。申立期間の二人分の保険料は三十数万円ぐらいだったと思う。領収証は捨ててしまったが、亡夫がまとめて納付したことに間違いないので、調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者記録票及び国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間については定額納付未納とされている上、同名簿の保険料納付記録欄の昭和44年度から47年度までの備考の箇所には、特例納付の有無を確認し、納付の事実が確認できなかったことを意味する日付印が押されている。

また、申立人は、申立期間の保険料は、「二人分で三十数万円ぐらいだ

った。」と主張しているが、第2回の特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の徴収金額は、1か月900円であり、夫婦の申立期間の合計(140か月)で計算すると、12万6,000円となり、申立人が主張する金額とは大きく相違している。

さらに、申立人は、納付には直接関与しておらず、保険料を納付した夫は既に死亡しているため、納付した際の状況を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年9月9日まで  
私の夫は、A社の代表取締役として会社を経営していたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。  
当時の給与は月額40万円前後だったので、確認していただきたい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年9月9日以降の6年2月17日付けで、5年2月から同年8月までの申立人に係る標準報酬月額が44万円から10万4,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票によれば、平成5年6月分及び同年8月分の保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、当該滞納処分票によれば、平成5年6月分及び同年8月分の徴収決定済額（事業主が国に納付すべき社会保険料額）が当初決定された額より減額訂正されており、その減額した総額105万3,106円は、申立人及び他の取締役1名の申立期間（平成5年2月から同年8月まで）の標準報酬月額を遡及して減額訂正することにより生じる当該事業所の納付軽減額（100万2,790円）とおおむね一致する。

加えて、申立人は既に死亡しているため事情を聴取することができない

が、当時の従業員は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年9月ごろには、経営状況が悪化し、事実上の倒産状態になった旨証言していることから、当該事業所が納付すべき社会保険料に充当するために自らの標準報酬月額を減額に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間の厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、A社における加入期間の記録が確認できないとの回答をもらった。

A社では、食事の支度と来客者の接待の仕事を同僚のBさん（女性）と一緒に2年間担当していた。

給与明細書等の資料は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所と棟続きになっている事業主の家のお手伝いをしていたとしており、申立人が記憶している男性の同僚も、当該事業所の従業員ではなく、事業主の家のお手伝いをしていた中の一人であったと証言している。

また、現在の事業主は申立てどおりの資格取得・喪失の届出を行っていたか、保険料の納付を行っていたかについては、「当時は祖父と父親が経営していたが、既に亡くなっているほか、周囲にも当時を知る者がいないので不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、一緒に同様の仕事をしていたとする同僚の姓及び生年月日を記憶していないことから、特定することができず、申立てに係る事実を確認できる証言等は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年2月1日まで  
A社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録を照会したところ、厚生年金保険加入期間は、平成5年2月1日から同年7月1日までとの回答をもらった。

私は、A社には平成4年2月から5年6月30日まで勤務していたので、当時の給与明細書は無いが、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、平成2年に20歳となった月から5年1月までの期間は、国民年金の強制加入被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、平成2年6月1日から4年5月1日までの期間は、B市の国民健康保険に加入し、同年5月1日から5年2月1日までは申立人の父親が加入していたC国民健康保険組合に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人はA社において平成5年2月1日に被保険者資格を取得し、同年3月9日に健康保険証を交付され、同年7月1日に被保険者資格を喪失し、同年7月16日に健康保険証を回収されていることが確認できる。

加えて、当該事業所は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明である上、経理担当者

の氏名も特定できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 7 日から 44 年 3 月 2 日まで  
② 昭和 54 年 7 月  
③ 昭和 61 年 3 月から 62 年 6 月ごろまで

A社、B社C支店D支部及びE事業所（F社が経営）で勤務した期間について照会申出書を提出したところ、A社に勤務した期間については、厚生年金保険加入期間は昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 7 日までで申立期間①の加入記録は無く、B社C支店D支部に勤務した申立期間②については、適用事業所としての記録が無い上、同社C支店に係る加入記録が無く、また、E事業所に勤務した申立期間③についても、F社に係る加入記録が無かったとの回答をもらった。

私は、給与明細書等を保管しておらず、勤務した期間もよく覚えていないが、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社での厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人が勤務していたことを記憶していたものの、勤務時期及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができなかったほか、同社は、昭和 62 年 12 月 29 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認することができなかった。

また、申立人は、職場結婚した申立人の元夫はA社に昭和 47 年ごろま

で勤務していたとしているが、42年1月8日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、元夫は既に死亡しているため、勤務時期等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和40年5月に厚生年金保険被保険者の資格を有する者には、「年法改40.5」の押印が確認できるが、申立人のほか、40年3月末までに厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者には当該印が押されていないことが確認でき、同名簿の記録に不自然さはみられない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人は、昭和54年7月の1か月間、B社C支店D支部で勤務した後、家庭の事情により転居し、その後、55年6月1日から56年10月1日まで同社G支社H支部で勤務したとしているが、事業主は、「当時は、3か月半から4か月半の委任契約期間があり、職員登用により雇用契約に切り替え、その時点で社会保険の適用を行っていた。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、B社C支店D支部としての厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、同社C支店の職歴審査照会回答票に申立人の氏名は確認できない。

さらに、事業主が保管するB社C支店に係る昭和54年6月から同年8月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の氏名は無い。

申立期間③について、申立人は、昭和61年3月から62年6月ごろまでE事業所にパート従業員として1日5時間程度勤務していたとしているが、事業主は、「申立人の勤務期間は、平成4年3月23日から5年6月30日までであり、週30時間以内の勤務形態のため、当時、本人が希望しない限り、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、昭和61年3月16日から平成9年5月16日まで国民年金の強制加入被保険者となっており、このうち、昭和62年4月から平成8年3月までの9年間は継続して国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から③まで勤務した期間の記憶が定かでなく、同僚の記憶が無い上、申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月ごろから26年5月1日まで  
A社B工場に勤務した厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入期間は昭和26年5月1日から同年8月1日までとの回答をもらった。

私は、中学校卒業後の昭和25年10月ごろから勤務していたので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA社B工場に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失しており、申立人が記憶している同僚は、申立人より前から勤務していたとしているものの、その同僚も申立人と同一日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、元同僚3人から「私たちは、臨時社員で入社し、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、正社員となってから加入した。」との証言が得られた。

さらに、A社は、「B工場は既に閉鎖しており、当時の関係資料は保存していない。」としており、「申立人が臨時社員で入社したのであれば、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 6 月 1 日まで

A社に勤務する傍らB社の非常勤役員として報酬月額 10 万円を受けていました。平成元年ごろからの年収は、2社合計して600万円ぐらいであり、A社が倒産する15年まで続けていました。

また、A社では、旅費を支給されていたので、これも給料の一部だと思えます。

私は、A社での給与とB社の非常勤役員としての報酬を合計した収入に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと思っていましたが、年金見込額を知らされ、余りの少なさにごく然となりました。

平成 8 年 10 月から 15 年 5 月までの標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務する傍らB社の非常勤役員をして報酬を受けており、厚生年金保険料を控除されていた。」旨主張しているが、C町が保管する、B社の平成 11 年度給与支払報告書によると、社会保険料の控除欄に金額の記載が無いことから、申立人は当該期間について、同社から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人提出の平成 11 年度町民税県民税特別徴収税額通知書及びA社に係る平成 11 年のうちの 10 か月分の給与明細書によれば、10 年及び 11 年に控除された厚生年金保険料は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料額に一致する。

さらに、申立人が給料の一部だったと主張する旅費については、申立人

が保管していた預金通帳にある給与振込額で見ると、厚生年金保険料等が差し引かれた後の支給額と旅費を合わせた金額が振り込まれており、当該旅費からは厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 54 年 4 月 28 日から 56 年 8 月 21 日まで  
A社に勤務していた。出張も多く休日も少ない上、長時間残業をしていたので給与は月額 18 万円もらっていた。記録照会回答票に記録されている標準報酬月額は、当時の給与金額の半額以下であった。  
B社に勤務していたときの給与も月額 18 万円であった。  
記録照会回答票に記録されている標準報酬月額が低いことに強い憤りを感じ申立てをした。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、申立人の標準報酬月額は 8 万 6,000 円から 11 万円であるところ、申立人が同期入社で仕事内容も同じだったとする同僚の標準報酬月額を見ると申立人とほぼ一致する上、申立人だけが低額であるという状況は認められない。

また、当該同僚は、給与振込額は昭和 52 年 8 月が 9 万 1,759 円、53 年 4 月が 10 万 1,772 円であったと証言しており、社会保険庁の標準報酬月額の記録とほぼ一致している。

さらに、A社の事業主は、「申立人は、大学卒で入社し正社員であったが、申立人に大学卒の初任給を上回る額を支給した実績は無い。」としている。

申立期間②については、申立人の標準報酬月額と、仕事の内容は異なっているものの申立人よりも 3 年前に B 社において厚生年金保険に加入している同僚の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額が上回

っていることから、特に申立人の標準報酬月額が低額であった状況はうかがえない。

さらに、申立期間①及び②におけるA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における標準報酬月額の記録に訂正の痕跡は見当たらず、不自然な処理はうかがえない。

加えて、申立人が申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 11 日から 33 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 7 月 10 日まで

私は、昭和 32 年 3 月に A 社 B 出張所に入社し、35 年 4 月まで勤務していたが、社会保険庁からの期間照会の結果では、入社した 32 年 3 月から 33 年 8 月までの記録が無かった。

また、昭和 36 年 8 月からは C 社に勤務していたが、42 年 1 月 20 日に退職した。その後、再び同社で働くことになり、同年 11 月から 44 年 7 月まで勤務していたが、この期間の記録も無かった。

当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社 B 出張所が保管していた社員の採用年月日が記載されている当該事業所名が入ったメモ及び同僚の証言から申立人が当該事業所に昭和 32 年 3 月 11 日入社し勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 33 年 9 月 1 日であることが確認でき、31 年 12 月から当該事業所に入社し、申立人と一緒に働いていたとする同僚の被保険者資格取得日も新規適用年月日と同日である。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、昭和 33 年 9 月 1 日より前の被保険者資格取得者は確認できない。

申立期間②については、当該期間に厚生年金保険の被保険者であった 3 人の同僚の証言から、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時に係る記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、証言した3人の同僚は申立人の再就職した時期について「分からない」、「覚えていない」としている。

また、C社は、既に倒産しており、当時の社会保険事務の担当者とも連絡が取れないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も無い。

加えて、社会保険庁の記録及び社会保険事務所の被保険者原票を調査したところ、当該事業所の最終資格取得者の取得年月日は昭和42年11月10日であり、同日以降の資格取得者はいないほか、申立人が再就職したと主張する同年11月1日に資格取得した者は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月11日から29年10月3日まで  
A社に2年3か月働いていたが、一身上の都合で退社した。

退社して何か月か経ってから別の事業所で働いているときに、厚生年金保険に関する1枚のはがきが来て、4,200円とはっきり書いていたが、どうして送付されてきたのかが分からない。

私は、申立期間の脱退手当金を絶対にもらっていないし、今もらっている厚生年金保険の記録も古い台帳から出てきたので、古い台帳からコンピュータでの管理が変わるとき見落とされたのではないかと思う。調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年2月28日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和29年8月から30年12月までに資格喪失し、受給要件を満たす女性28名（申立人を含む）について厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、25名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち20名については資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、「退社後、厚生年金保険関係の1枚のはがきを送付されてきた。そこには4,200円と記載されていたが、当時若かったのでそのままにしていた。」と述べており、脱退手当金に関する通知を受けたことがうかがえ、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。